

令和7年度ユニバーサルツーリズム（バリアフリー対応）人材育成委託業務の企画提案に関する 仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度ユニバーサルツーリズム（バリアフリー対応）人材育成業務委託契約

2 委託業務の目的

高齢者や障がい者など、誰もが安心して旅行を楽しめるユニバーサルツーリズム（以下、UT）の推進は、多様化する旅行ニーズに対応し、持続可能な観光地域づくりを進めるうえで喫緊の課題となっている。

UTにおいて重要な役割を担う宿泊業、観光施設、観光協会、観光案内所などの観光関連事業者及び団体等が、本事業を通じて、バリアフリー対応に必要な知識を学び、UTに対応できる人材の育成を図る。

3 委託業務内容および提案に関する留意事項

以下のことについて、企画運営、広報、参加者の募集・受付、その他事業運営に係る一切の業務を行うこと。

（1）概要

観光関連事業者及び団体が適切なサービスの提供を行うために、必要な知識や実践的な技術に関する研修を実施する。研修は、バリアフリー対応に関する基礎知識を学ぶ座学型研修と車いす体験やアイマスクを着用した歩行体験などの実践型研修を行うこととする。

（2）業務の内容

- ①研修の周知
- ②参加者の受付
- ③研修会場や実施場所の確保
- ④研修内容の設定及び資料の作成
- ⑤研修の運営
- ⑥研修参加者へのアンケート実施ととりまとめ
- ⑦希望者への個別的なフォローアップ
- ⑧その他研修の運営に関する業務

（3）研修の実施回数、実施日程、実施方法及び実施場所

①実施回数

3回

②実施日程

参加者が出席しやすく、知識の理解が得やすい日程とすること。合わせて、事業全体のスケジュールを作成すること。

③実施方法

参加者は現地に集合して実施する。

④実施場所

大分県内で実施する。各研修は別の地域で行い広く参加ができるようにすること。

⑤参加者の目標数

1回の研修につき20人。

⑥フォローアップの施設数

研修参加者からの希望に応じて対応することとし、最大10施設程度とする。

(4) 参加費用

原則無料とする。

(5) 対象者

宿泊業、観光施設、観光協会、観光案内所、ガイド団体等の観光関連事業者・団体等

(6) 成果品について

報告書を作成し、電子データ（PDF 形式）で提出すること。

本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県に帰属する。ただし、大分県に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

4 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

5 提案に係る留意事項

- ア バリアフリー対応に係る内容を含めること。
- イ 実践型研修は、車いすや障がいの疑似体験など、実践的に学べる内容を含めること。また、観光施設や宿泊施設などUTに繋がる実施場所を選定すること。
- ウ 業務の実施にあたっては、業務責任者を配置し、円滑に業務を実施できる体制を構築すること。また、提案にあたり、業務の実施体制を示すこと。
- エ UTに意欲的な人材発掘を目的に、本研修会の開催について対象者に広く周知を行うこと。また、その手法について検討すること。
- オ 業務の実施にあたり発生した事故等は、受託者の責任において対処するものとする。
- カ 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は委託者が負担するものとし、その額は委託者と受託者で協議して決定する。

6 機密保持

受託者は、本事業にかかる委託者との契約において、委託者が示す「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に記載された内容を遵守すること。

また、再委託をする場合は、別途、再委託先との契約においても同様の内容を締結すること。

7 疑義

委託業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議を行うこと。